

令和6年度
静岡県高等学校体育連盟
規約・規程集



静岡県高等学校体育連盟

〒420-8608 静岡市葵区長谷町66 県立静岡高校内

電話 054-248-7448

FAX 054-248-7071

E-mail jimukyoku@shizuoka-koutairen.com

U R L <http://www.shizuoka-koutairen.com>

目 次

1	静岡県高等学校体育連盟規約
2	支部規程
3	専門部規程
4	定時制通信制部規程
5	研究部会規程
6	総務委員会規程
7	技術向上委員会規程
8	体力調査研究委員会規程
9	機関誌編集委員会規程
10	表彰規程
11	弔慰見舞規程
12	特定個人情報等取扱規程
13	大会開催基準要項
14	大会運営内規
15	競技者および指導者規程
附	複数校（2校以上）合同チームのあり方、基本的な考え方（申し合わせ） 学校の統廃合に伴う高体連主催大会への参加について（Q&A）
附	「個人情報」および「肖像権」に関する取り扱いについて
附	自然災害による警報発令時等の大会開催について（申し合わせ）
附	「賠償責任保険」及び「ケガ等の災害補償」について
附	静岡県高等学校体育連盟組織図
附	様式 1～7
附	書式 1号～13号

1 静岡県高等学校体育連盟規約

第1章 名称及び事務所

(名称)

第1条 本連盟は、静岡県高等学校体育連盟（以下「本連盟」という。）という。

(事務所)

第2条 本連盟は、事務所を静岡市内に置く。

第2章 目的

(目的)

第3条 本連盟は、高等学校における体育・スポーツの健全な発達を図ることを目的とする。

第3章 事業

(事業)

第4条 本連盟は、第3条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 高等学校各種体育大会の開催
- (2) 高等学校各種体育大会への参加
- (3) 高等学校体育大会に関する調査研究及び講習会、研究会の開催
- (4) 高等学校体育・スポーツの指導・普及に関する資料の整備及び提供
- (5) 本連盟功労者ならびに優秀選手の顕彰に関すること
- (6) その他本連盟の目的達成に必要な事業

第4章 組織

(組織)

第5条 本連盟は、県内の高等学校で、第3条の主旨に賛同した学校をもって組織する。

2 本連盟は、県内を3地区（東部－富士川以東、中部－富士川以西牧之原市以東、西部－菊川市以西）に分け、それぞれ各支部を置く。なお、支部に関する規程は別に定める。

3 本連盟に次の部を置く。なお、各部の規程は別に定める。

種目別専門部

定時制通信制部

研究部

4 本連盟に次の委員会を置く。その規程は別に定める。なお、必要に応じて特別委員会を置くことができる。

総務委員会

体力調査研究委員会

機関誌編集委員会

技術向上委員会

第5章 役員

(役員)

第6条 本連盟に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	若干名
理事長	1名
理事	若干名
評議員	加盟校 各1名
監事	3名

(会長、副会長)

第7条 会長及び副会長は、評議員会で承認する。

2 会長は、本連盟を代表し会務を統轄する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

(理事長)

第8条 理事長は、評議員会で承認する。

2 理事長は、会務を処理する。

(理事)

第9条 理事は、各支部及び各専門部において選出し、評議員会で承認する。

2 理事の定数は、別に定める。

3 前項のほか、会長は、必要に応じ理事若干名を指名することができる。

4 理事は理事会を組織し、会務を処理する。

(評議員)

第10条 評議員は、加盟校各1名とし、本連盟の重要事項を審議し承認、決定する。

ただし、評議員が監事に就任したときは、これに代わる者を補充する。

(監事)

第11条 監事は、評議員会で選出する。

2 監事は、本連盟の会計、運営の監査にあたる。

(任期)

第12条 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補充役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第6章 顧問

(顧問)

第13条 本連盟に顧問を置くことができる。

2 顧問は、評議員会で推挙し、会長が委嘱する。

3 顧問は、本連盟の重要事項に関して会長の諮問に応ずる。

4 顧問の任期は、第12条の規程による。

第7章 会 議

(評議員会)

第14条 評議員会は、年1回会長が招集し議長となり、次の事項を審議し承認、決定する。

- (1) 事業報告ならびに決算に関すること
- (2) 事業計画ならびに予算に関すること
- (3) 役員の改選に関すること
- (4) 規約の改正に関すること
- (5) その他重要事項

ただし、予算ならびに事業計画については、総務委員会および理事会の審議を経て執行できるものとする。

2 会長は、必要に応じて臨時評議員会を開くことができる。

(理事会)

第15条 理事会は、必要に応じて会長が招集し議長となり、次の事項を審議する。

- (1) 評議員会決定事項の執行
- (2) 他団体の行う競技会への参加の許可
- (3) 他団体との連絡提携事項
- (4) その他緊急事項

(定足数)

第16条 評議員会及び理事会は総員の2分の1以上の出席により成立する。

2 会議には、委任を認め定足数に加える。

(議 決)

第17条 会議の議事は、それぞれ出席者の過半数の同意を得て議決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第8章 会 計

(経費の支弁)

第18条 本連盟の経費は、加盟校の分担金およびその他の収入をもって支弁する。

2 分担金の額は、理事会の審議を経て評議員会で決定する。

(会計年度)

第19条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終る。

第9章 事 務 局

(事務局)

第20条 本連盟は、事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局に、理事長（事務局長を兼ねる）を置く。

3 事務局に関する事項は、別に定める。

第 10 章 補 則

(改 廢)

第 21 条 本連盟の規約の改廢は、評議員会において出席者の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

(細 則)

第 22 条 本規約の施行について、必要事項は、会長が別に定める。

附 則

本規約は、昭和 6 0 年 4 月 2 0 日より実施する。

昭和 6 3 年 4 月	第一次改訂
平成 6 年 4 月	第二次改訂
平成 7 年 4 月	第三次改訂
平成 9 年 4 月	第四次改訂
平成 1 0 年 4 月	第五次改訂
平成 1 1 年 4 月	第六次改訂
平成 1 2 年 4 月	第七次改訂
平成 1 9 年 4 月	第八次改訂
平成 2 1 年 4 月	第九次改訂

2 静岡県高等学校体育連盟 支部規程

(総 則)

第1条 この規程は、静岡県高等学校体育連盟（以下「本連盟」という。）規約第5条により、支部に関する事項を定める。

(名称及び事務所)

第2条 名称は、本連盟東・中・西部支部（以下「支部」という。）という。

第3条 支部の事務所は、支部長の学校におく。

(目 的)

第4条 支部は、各支部における高等学校体育・スポーツの健全な発達を図り、本連盟の目的達成に寄与することを目的とする。

(事 業)

第5条 支部は、第4条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 種目別地区大会
- (2) 高等学校体育大会に関する調査研究
- (3) 種目別技術・審判講習会等の開催
- (4) その他、目的達成に必要な事業

(組 織)

第6条 支部は、支部高等学校内で、第4条の主旨に賛同した学校をもって組織する。

(役 員)

第7条 支部に次の役員を置く。

支部長	1 名
副支部長	1 名
理事	若干名
評議員	加盟校各1名
監事	2 名

第8条 支部長、副支部長は、評議員会で決定する。

2 支部長は、支部を代表し、会務を統轄する。

3 副支部長は、支部長を補佐し、支部長事故あるときはその職務を代行する。

第9条 理事は、評議員会で決定する。

2 理事の定数は、体育教諭4名、一般教諭3名、定通制教頭1名、定通制教諭1名の9名とする。

地区理事のうち2名(全日制より)を本連盟(県)の理事とする。

3 前項のほか、支部長は必要に応じて理事若干名を指名することができる。

第10条 評議員は、加盟校各1名とし、支部の重要事項を審議決定する。

第 11 条 監事は、評議員会で選出する。
2 監事は、支部の会計、運営の監査にあたる。

第 12 条 役員の任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。
2 補充役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第 13 条 支部に顧問をおくことができる。
2 顧問は、支部長が委嘱する。
3 顧問は、支部の重要事項に関して、支部長の諮問に応ずる。
4 顧問の任期は、第 12 条の規程による。

(専門部)

第 14 条 支部に競技種目別に専門部を置く。
2 専門部の名称は、本連盟専門部規程第 4 条に準ずる。

(会議)

第 15 条 支部の会議は、評議員会、理事会、種目別顧問会とし、それぞれ年 1 回定期的に開くものとする。
2 それぞれの会の審議事項については本連盟規約に準ずる。
3 それぞれの会は、総員の 2 分の 1 以上の出席により成立する。
4 会議の議事は、それぞれ出席者の過半数の同意を得て議決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(会計)

第 16 条 支部の経費は、静岡県高等学校体育連盟よりの地区費等をもってあてる。
第 17 条 支部の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(補則)

第 18 条 本規程の施行について、必要な事項は、別に定める。

附 則

本規約は、昭和 60 年 4 月 20 日より実施する。

平成 9 年 4 月 第一次改訂

平成 12 年 4 月 第二次改訂

平成 21 年 4 月 第三次改訂

3 静岡県高等学校体育連盟 専門部規程

(総 則)

第1条 この規程は、静岡県高等学校体育連盟（以下「本連盟」という。）規約第5条の規程により専門部に関する事項を定める。

(目 的)

第2条 専門部は、県内高等学校における当該競技の健全な普及と発展を図るとともに本連盟の目的達成に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 専門部は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 種目別大会の主管
- (2) 競技の指導・奨励
- (3) 競技技術・審判講習会等の主管
- (4) その他、目的達成に必要な事項

(組 織)

第4条 専門部は、本連盟に加盟する学校の運動部をもって組織し、その名称は次のとおりとする。

陸上競技・水泳・バレーボール・バスケットボール・ソフトテニス・サッカー・テニス・体操・卓球・ラグビー・ハンドボール・軟式野球・ソフトボール・バドミントン・剣道・柔道・弓道・登山・相撲・ローイング・ウエイトリフティング・フェンシング・レスリング・ホッケー・自転車競技・ヨット・ボクシング・アーチェリー・スケート・空手道・なぎなた・スキー・カヌー・少林寺拳法

(34部)

- 2 専門部の支部は、東部、中部、西部の3支部とする。

(役 員)

第5条 各専門部に次の役員を置く。

専門部長	1名
委員長	1名
副委員長	3名以内

- 2 その他専門部の必要に応じて役員を置くことができる。
- 3 委員長は本連盟の理事となる。

第6条 専門部長は、県高校長協会が推挙し、会長が委嘱する。

- 2 専門部長は、各専門部を代表し、各専門部を統轄する。

第7条 委員長は、各支部の委員長の互選により選出する。

- 2 委員長は、各専門部の実務を統轄する。

第8条 副委員長は、各支部の委員長がこれにあたる。

- 2 副委員長は、各支部の種目別顧問の互選により選出する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

第9条 役員の任期は、本連盟規約第12条による。

(会 議)

第10条 専門部は、必要に応じて県全体専門部会（委員長・副委員長会及び委員長会をいう）を開催し、全専門部の運営に関する事項について審議する。

第11条 各専門部は、必要に応じて会議を開催し、専門部の運営に関する事項について審議する。

第12条 県全体専門部会は、会長が招集する。

2 各専門部会及び各支部専門部会は、専門部長が招集する。

第13条 県全体専門部会の議長は会長とする。

2 各専門部会の議長は各委員長とする。

3 各支部専門部会の議長は各副委員長とする。

(補 則)

第14条 本規程の施行について、必要な事項は、別に定める。

附 則

本規約は、昭和60年4月20日より実施する。

平成 4年4月 1日第一次改訂

平成 7年4月 第二次改訂

平成12年4月 第三次改訂

平成16年4月 第四次改訂

平成21年4月 第五次改訂

平成30年4月 第六次改訂

4 静岡県高等学校体育連盟 定時制通信制部規程

(総 則)

第1条 この規程は、静岡県高等学校体育連盟（以下「本連盟」という。）規約第5条の規程により定時制通信制部（以下「定通部」という。）に関する事項を定める。

(目 的)

第2条 定通部は、県内高等学校定時制通信制課程における体育・スポーツの健全な普及と発展を図るとともに本連盟の目的達成に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 定通部は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 種目別大会の主管
- (2) 競技の指導・奨励
- (3) その他、目的達成に必要な事項

(組 織)

第4条 定通部には、次の競技種目別専門部を設ける。

陸上競技・バレーボール・バスケットボール・ソフトテニス・サッカー・卓球
軟式野球・バドミントン・剣道・柔道・自転車競技

(役 員)

第5条 定通部に次の役員を置く。

部長	1 名
教頭理事	3 名（うち1名を教頭代表理事とし、本連盟理事となる）
理事	3 名（うち1名を代表理事とし、本連盟理事となる）
専門部顧問教頭	各1名
専門委員長	各1名
専門委員	各3名（うち1名を専門委員長とする）

2 その他専門部の必要に応じて役員を置くことができる。

第6条 部長は、県校長協会が推挙し、会長が委嘱する。

2 部長は、定通部を代表し、定通部を統轄する。

第7条 教頭代表理事は、教頭理事の互選により選出する。

2 教頭代表理事は、定通部の実務を統轄する。

第8条 各専門委員長は、専門委員の互選により選出する。

2 専門委員は、種目別顧問の互選により選出する。

3 専門委員は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

4 各専門委員長は、本連盟の理事となる。

第9条 役員任期は、本連盟規約第12条による。

(会 議)

第 10 条 定通部会は、必要に応じて会長または部長が招集し、教頭代表理事がその議長となる。

(補 則)

第 11 条 本規程の施行について、必要な事項は、別に定める。

附 則

本規約は、平成 1 2 年 4 月 1 日より実施する。

平成 2 1 年 4 月 第一次改訂

5 静岡県高等学校体育連盟 研究部規程

(名称及び事務所)

第1条 この規程は、静岡県高等学校体育連盟（以下「本連盟」という。）規約第5条により研究部に関する事項を定める。

第2条 本研究部の事務所を本連盟事務局内に置く。

(目的)

第3条 本研究部は、高等学校教育活動の一環として本連盟の目的を達成するため、高等学校の体育・スポーツ活動及び運動部活動等に関する調査研究を行い、高等学校の体育・スポーツの健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本研究部は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 高等学校の体育・スポーツ活動及び運動部活動等に関する調査研究
- (2) 全国研究大会への参加及び発表
- (3) 研究大会の主管
- (4) その他本研究部の目的達成に必要な事業

(組織)

第5条 本研究部は、本連盟加盟校の教職員をもって組織する。

(役員)

第6条 本研究部に下記の役員を置く。

部長	1名
委員長及び副委員長	各1名
委員	若干名

第7条 部長は、会長が委嘱する。部長は本研究部を代表し会務を統轄する。

2 部長は、本連盟の理事となる。

3 委員長及び副委員長は、本研究部委員の中より選出する。

第8条 委員は本連盟東中西各支部理事の中から各1名及び会長の推薦した者とする。

第9条 役員の任期は1年とし再任を妨げない。補欠によって就任した役員の任期は残任期間とする。

(会議)

第10条 本研究部会は会長が招集し重要事項を審議する。

第11条 本研究部は総員の2分の1以上（委任を含む）の出席がなければ開催することができない。

- 2 会議において立案された基本的事項は、理事会の承認を得なければならない。

(会 計)

第 12 条 本研究部の経費は本連盟事業費（調査研究費）をもってあてる。

第 13 条 本研究部の会計は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(補 則)

第 14 条 本規程の施行について、必要な事項は別に定める。

附 則

本規程は、昭和 60 年 4 月 20 日より実施する。

平成 元年 4 月 第一次改訂

平成 12 年 4 月 第二次改訂

平成 15 年 4 月 第三次改訂

平成 21 年 4 月 第四次改訂

6 静岡県高等学校体育連盟 総務委員会規程

(総 則)

第1条 この規程は、静岡県高等学校体育連盟（以下「本連盟」という。）規約第5条により総務委員会（以下「本委員会」という。）に関する事項を定める。

(目 的)

第2条 本委員会は、本連盟の事業計画・予算案の策定、各支部、専門部、委員会の事業の調整、その他本連盟に関わる諸問題について検討、協議する。

(組 織)

第3条 本委員会は、第4条4により会長の指名する若干名の委員で組織し、必要に応じ関係者の出席を求めることができる。

第4条 本委員会の構成は次のとおりとする。

委員長 1 名 副委員長 1 名

- 2 委員長は会長がこれにあたり、委員会を代表し、会務を処理する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 4 委員及び委員の数は次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長（支部長） 5名
- (2) 副支部長 3名
- (3) 東中西各支部理事より 各1名
- (4) 専門部より 若干名
- (5) 定通部より 若干名
- (6) 事務局より 理事長

第5条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。補欠によって就任した委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会 議)

第6条 本委員会は委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 会議において立案された基本的事項は、理事会の承認を得なければならない。

(補 則)

第7条 本規程の施行について、必要な事項は、別に定める。

附 則

本規程は、平成12年4月 1日より実施する。

平成21年4月 第1次改訂

7 静岡県高等学校体育連盟 技術向上委員会規程

(名称及び事務所)

第1条 この規程は、静岡県高等学校体育連盟（以下「本連盟」という。）規約第5条により技術向上委員会（以下「本委員会」という）に関する事項を定める。

第2条 本委員会の事務所を本連盟事務局内に置く。

(目的)

第3条 本委員会は、静岡県教育委員会及び関係各競技団体と提携し、高等学校生徒の各種競技会への参加を通じて力と技の向上を目指し、高等学校の体育・スポーツの振興と健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本委員会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 競技力向上に関する基本計画の策定
- (2) 競技力向上対策事業の実施
- (3) その他本委員会の目的達成に必要な事業

(組織)

第5条 本委員会は、本連盟役員及び加盟校の運動部顧問をもって組織する。

(役員)

第6条 本委員会に下記の役員を置く。

委員長	1名
副委員長	1名
委員	若干名

第7条 委員長及び副委員長は会長が委嘱する。委員長は本委員会を代表し会務を統轄する。
2 委員長は本連盟理事となる。

第8条 委員及び委員の数は次のとおりとする。

- (1) 本連盟東中西各支部理事より 各1名
- (2) 専門部より 若干名
- (3) 会長推薦 若干名

第9条 役員の任期は1年とし再任を妨げない。補欠によって就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第10条 本委員会は委員長が招集し、重要事項を審議する。

第11条 本委員会は総員の2分の1以上（委任を含む）の出席がなければ開催することができない。

(会計)

第12条 本委員会の経費は県費補助金及び本連盟事業費、その他をもってあてる。

第 13 条 本委員会の会計は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(補 則)

第 14 条 本規程の施行について、必要な事項は別に定める。

附 則

本規程は、昭和 60 年 4 月 20 日より実施する。

平成 12 年 4 月 第一次改訂

平成 21 年 4 月 第二次改訂

8 静岡県高等学校体育連盟 体力調査研究委員会規程

(総 則)

第1条 この規程は、静岡県高等学校体育連盟（以下「本連盟」という。）規約第5条により体力調査研究委員会（以下「本委員会」という。）に関する事項を定める。

(目 的)

第2条 本委員会は、静岡県高等学校新体力テスト記録会を主管するとともに、その記録処理と分析を行うことにより、本県高校生の体力づくりの意識高揚とその実践をはかることを目的とする。

(事 業)

第3条 本委員会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 記録会要項の作成
- (2) データ処理と分析、資料作成
- (3) 結果の審査及び表彰
- (3) その他委員会の目的達成のために必要な事業

(組 織)

第4条 委員会は、会長の指名する若干名の委員で組織する。

第5条 委員会の役員は次のとおりとする。

委員長 1名 副委員長 1名

2 委員長、副委員長は本連盟会長が委嘱する。

3 委員長は委員会を代表し、会務を処理する。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

4 委員長は本連盟理事となる。

第6条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。補欠によって就任した委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会 議)

第7条 本委員会は必要に応じて会長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議において立案された基本的事項は、理事会の承認を得なければならない。

(補 則)

第8条 本規程の施行について、必要な事項は、別に定める。

附 則

本規程は、平成12年4月1日より実施する。

平成21年4月 第一次改訂

9 静岡県高等学校体育連盟 機関誌編集委員会規程

(総 則)

第1条 この規程は、静岡県高等学校体育連盟（以下「本連盟」という。）規約第5条により機関誌編集委員会（以下「本委員会」という。）に関する事項を定める。

(目 的)

第2条 本委員会は、本県高等学校生徒の体育・スポーツ活動の記録をまとめ、機関誌を編集発刊し、高等学校体育・スポーツの健全な発展を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 本委員会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 編集方針、計画の立案
- (2) 記録の収集、編集及び校正作業
- (3) その他委員会の目的達成のために必要な事業

(組 織)

第4条 委員会は、会長の指名する若干名の委員で組織する。

第5条 委員会の役員は次のとおりとする。

委員長 1名 副委員長 1名

- 2 委員長は会長が任命し、副委員長は委員の互選とし、会長が委嘱する。
- 3 委員長は委員会を代表し、会務を処理する。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 4 委員長は本連盟理事となる。

第6条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

補欠によって就任した委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会 議)

第7条 本委員会は必要に応じて会長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 会議において立案された基本的事項は、理事会の承認を得なければならない。

(補 則)

第8条 本規程の施行について、必要な事項は、別に定める。

附 則

本規程は、平成12年4月1日より実施する。

平成17年4月 第一次改訂

平成21年4月 第二次改訂

10 静岡県高等学校体育連盟 表彰規程

第1条 静岡県高等学校体育連盟（以下「本連盟」という。）の振興発展に功績のあった者及び優秀な成績を収めた選手を表彰し、その榮譽をたたえ永く顕彰するため本規程を定める。

第2条 受賞者は、理事及び委員長が推薦し、理事会にて選考決定する。

第3条 受賞者の資格は、次の各号に該当するものとする。

1 功労者

(1) 本連盟の発展に著しく功績のあった者がその職を離れたとき

(2) 本連盟の役員を引き続き5年以上勤め、著しく功績のあった者がその職を離れたとき

2 優秀選手

当該年度に全国高校総体・全国定通制体育大会・全国選抜等大会・国民体育大会において優勝した者（同一競技における複数種目の得点合計による学校対抗形式も含む）

第4条 表彰の方法は、下記のとおりとする。

1 功労者の表彰は毎年、年度当初に行う。

2 優秀選手の表彰は、当該年度内に行う。

3 功労者及び優秀選手には、それぞれ表彰状と記念品を贈る。

第5条 理事及び委員長は、表彰に該当する者がいるとき、別紙様式による推薦書に必要事項を記入し、本連盟会長に提出する。

1 提出期日は別に定める。

2 功労者については原則として重複表彰はしない。

附 則

本規程は、昭和39年6月22日より発効する。

昭和60年4月 第一次改訂

平成7年4月 第二次改訂

平成9年4月 第三次改訂

平成12年4月 第四次改訂

平成15年4月 第五次改訂

平成21年4月 第六次改訂

平成26年4月 第七次改訂

11 静岡県高等学校体育連盟 弔慰見舞規程

静岡県高等学校体育連盟（以下「本連盟」という。）加盟校生徒及び大会役員に対し弔慰及び見舞に関する事項を定める。

（死亡の場合）

第1条 本連盟主催の競技中における生徒及び役員の死亡の場合は弔慰金等を送る。

2 弔慰金等については本連盟会長、副会長及び理事長が協議の上、その額を決める。

（傷病の場合）

第2条 本連盟主催の競技中に生徒が負傷し、3週間以上の入院を必要とする場合は見舞金等を送る。

2 役員が病気及び公傷で3週間以上の入院を必要とする場合は見舞金等を送る。

3 上記以外で特に必要な場合は、本連盟会長、副会長及び理事長が協議の上、特別に見舞金を送ることができる。

（経 費）

第3条 弔慰見舞金等については、本連盟事務局経費とするが、予算の限度を超える場合は、理事会又は評議員会を開催して処理する。

（事務連絡）

第4条 事故が発生した場合は、生命に関する処置を第一とし、その後、事務局に連絡をとり処理についての打合わせを行う

附 則

本規程は、昭和39年6月より発効する。

昭和60年4月 第一次改訂

平成12年4月 第四次改訂

12 静岡県高等学校体育連盟 特定個人情報等取扱規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、静岡県高等学校体育連盟（以下「高体連」という。）が、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」（以下「特定個人情報ガイドライン」という。）に基づき、高体連の取り扱う個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）の適正な取扱いを確保することを目的とする。

(定義)

第2条 本規程に掲げる用語の定義は、法令上の定義に従い次のとおりとする。

(1) 個人情報

生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

(2) 個人番号

番号法第7条第1項又は第2項の規定により、住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。

(3) 特定個人情報

個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

(4) 個人情報ファイル

個人情報を含む情報の集合物であって、特定の個人情報について電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもののほか、これに含まれる個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索できるように体系的に構成し、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。

(5) 特定個人情報ファイル

個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。

(個人番号を取り扱う事務の範囲)

第3条 個人番号を取り扱う事務の範囲は、以下のとおりとする。

職員（扶養親族を含む）に係る個人番号関係事務	給与所得・退職所得の源泉徴収票作成事務
	「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」及び「給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書」の取扱い事務
	「退職所得の受給に関する申告書」の取扱い事務
	雇用保険届出事務
	労働者災害補償保険法に基づく請求に係る事務
	健康保険・厚生年金届出事務
職員以外の個人に係る個人番号関係事務	国民年金第3号被保険者届出事務
	給与所得・退職所得の源泉徴収票作成事務 報酬・料金等の支払調書作成事務

(取り扱う特定個人情報等の範囲)

第4条 前条に基づいて個人番号を取り扱う事務において使用する個人番号及び個人番号と関連付けて管理する個人情報は、以下のとおりとする。

- (1) 職員又は職員以外の個人から番号法に基づく本人確認の措置を実施する際に提示を受けた本人確認書類及びこれらの写し
- (2) 高体連が税務署等の行政機関等に提出するために作成した法定調書等及びこれらの控え
- (3) 高体連が法定調書等を作成する上で職員又は職員以外の個人から受領する個人番号が記載された書類
- (4) 職員の氏名、生年月日、性別、住所、基礎年金番号、雇用保険被保険者番号、給与額
- (5) 職員の扶養親族の氏名、生年月日、性別、続柄、住所、収入額
- (6) その他、前条に規定する事務を行うために個人番号と関連付けて管理する情報

第2章 安全管理措置

第1節 組織的安全管理措置及び人的安全管理措置

(組織体制)

第5条 特定個人情報等の事務取扱責任者は、理事長とする。

- 2 特定個人情報等の事務取扱担当者は、事務局職員とする。
- 3 事務取扱担当者が変更となった場合には、従前の事務取扱者は新たに事務取扱者となる者に対して確実に引継ぎを行うこととし、事務取扱責任者は、当該引継ぎが行われたか確認するものとする。

(事務取扱責任者の責務)

第6条 事務取扱責任者は、本規程に定められた事項を理解し遵守するとともに、安全対策の実施、周知徹底等の措置を実施する責任を負う。

- 2 事務取扱責任者は、以下の業務を実施する。
 - (1) 本規程の周知
 - (2) 特定個人情報等の安全管理に関する教育の企画及び実施
 - (3) 特定個人情報等の取扱状況の把握及び記録の管理
 - (4) その他特定個人情報等の安全管理に関すること
- 3 事務取扱責任者は、特定個人情報等が本規程に基づき適正に取り扱われるよう、事務取扱担当者に対して必要かつ適切な監督を行うものとする。

(事務取扱担当者の責務)

第7条 事務取扱担当者は、特定個人情報等の「取得」、「利用」、「保管」、「提供」、「廃棄」等、特定個人情報等を取り扱う業務に従事する際には、番号法、個人情報保護法、特定個人情報ガイドライン、本規程（以下「関係法令・規程等」という。）及び事務取扱責任者の指示した事項に従い、特定個人情報等の保護に十分な注意を払ってその業務を行うものとする。

- 2 事務取扱担当者は、特定個人情報等の漏えい、滅失又は毀損（以下「情報漏えい等」という。）及び関係法令・規程等に違反している事実又は兆候を把握した場合は、速やかに事務取扱責任者に報告するものとする。

(研修等)

第8条 事務取扱責任者は、事務取扱担当者に対し、特定個人情報保護等の重要性及び適正管理等に対する理解、関係法令・規程等遵守の徹底が図られるよう必要な情報の周知又は必要な研修を実施する。

2 事務取扱担当者は、周知された情報を正しく理解し、又は積極的に研修を受けるよう努めなければならない。

(本規程に基づく運用状況の記録)

第9条 事務取扱担当者は、本規程に基づく運用状況を確認するため、以下の項目につき別に定める様式による管理簿（以下「管理簿」という。）に記録するものとする。

- (1) 特定個人情報等の取得及び保管状況
- (2) 特定個人情報等の利用状況
- (3) 特定個人情報等の廃棄状況

(情報漏えい事案等への対応)

第10条 事務取扱責任者は、情報漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合並びに関係法令・規程等に違反している事実又は兆候を把握した場合は、事案に応じて以下の措置を講じる。

- (1) 速やかに事実関係及び原因を調査し、その結果を会長に報告するとともに、当該事案により影響を受ける可能性のある本人に対し、連絡を行うものとする。
- (2) 事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講じる。
- (3) 犯罪等の可能性がある場合には、必要に応じて関係機関へ連絡を行うものとする。

(取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し)

第11条 事務取扱責任者は、特定個人情報等の取扱状況について毎年度複数回の点検を行うものとする。

2 事務取扱責任者は、前項に定める点検の結果に基づき、安全管理措置の評価、見直し及び改善に取り組むものとする。

第2節 物理的安全管理措置

(特定個人情報等を取り扱う区域の管理)

第12条 高体連は、特定個人情報等を取り扱う区域を明確にし、次に規定する措置を講ずるものとする。

- (1) 特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムを管理する区域（以下「管理区域」という。）
高体連事務局執務室とし、職員が不在となる場合には施錠管理を行う。
- (2) 特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域（以下「取扱区域」という。）
高体連事務局執務室内で職員が特定個人情報等を取扱う執務場所周辺とし、可能な限り部外者の不要な往来、覗き見等ができないように工夫する。

(機器及び電子媒体等の盗難等の防止)

第13条 管理区域及び取扱区域における特定個人情報等を取り扱う機器、電子媒体及び書類の盗難又は紛失等を防止するために、以下の措置を講じる。

- (1) 特定個人情報等を取り扱う機器は、施錠できるキャビネット・書庫等に保管するかセキュリティワイヤー等により固定する。
- (2) 特定個人情報等が記録された電子媒体、書類等は、キャビネット・書庫等に保管する。

(電子媒体等を持ち出す場合の漏えい等の防止)

第14条 特定個人情報等が記録された機器、電子媒体及び書類の持出し（特定個人情報等を管理区域の外へ移動させることをいう。）は、第3条に規定する事務を処理するために行政機関等に対し提出する場合を除き禁止する。

2 前項の規定により、特定個人情報等が記録された電子媒体及び書類の持出しを行う場合には、パスワードの設定、封緘、鞆に入れての搬送、特定記録郵便による郵送等、紛失・盗難等を防ぐための安全な方策を講ずるものとする。

(機器及び電子媒体等の廃棄)

第15条 特定個人情報等の法定保存期間が経過したときは、事務取扱責任者の許可を受け、速やかに廃棄するものとし、具体的な取扱いは以下のとおりとする。

- (1) 特定個人情報等が記録された書類は、シュレッダー等による裁断、焼却、溶解のいずれかにより廃棄する。
- (2) 特定個人情報等が記録された機器及び電子媒体は、専用データ削除ソフトウェアの利用又は物理的な破壊のいずれかにより廃棄する。

2 前項による特定個人情報等の廃棄を行う場合には、管理簿に廃棄状況を記録する。

第3節 技術的安全管理措置

(情報システムへのアクセス制御)

第16条 特定個人情報等を取り扱う情報システムへのアクセス制御の方法は、以下のとおりとする。

- (1) 個人番号と紐付けてアクセスできる情報の範囲をアクセス制御により限定する。
- (2) 特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムを、アクセス制御により限定する。
- (3) ユーザーIDに付与するアクセス権により、特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムを使用できる者を事務取扱担当者に限定する。

(アクセス者の識別と認証)

第17条 特定個人情報等を取り扱う情報システムは、ユーザーID、パスワード等の識別方法により、事務取扱担当者が正当なアクセス権を有する者であることを識別した結果に基づき認証するものとする。

(外部からの不正アクセス等の防止)

第18条 情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護する方法は、以下のとおりとする。

- (1) 情報システムと外部ネットワークとの接続箇所に、ファイアウォール等を設置し、不正アクセスを遮断する。
- (2) 情報システム及び機器にセキュリティ対策ソフトウェア等（ウイルス対策ソフトウェア等）を導入する。
- (3) 導入したセキュリティ対策ソフトウェア等により、入出力データにおける不正ソフトウェアの有無

を確認する。

- (4) 機器やソフトウェア等に標準装備されている自動更新機能等の活用により、ソフトウェア等を最新状態とする。
- (5) ログ等の分析を定期的に行い、不正アクセス等を検知する。

(情報漏えい等の防止)

第 19 条 特定個人情報等をインターネット等により外部に送信する場合、通信経路における情報漏えい等を防止するために、データの暗号化若しくはパスワードによる保護又は通信経路が暗号化されたファイル交換システムを利用する。

- 2 情報システムに保存されている特定個人情報等の情報漏えい等を防止するために、データの暗号化又はパスワードによる保護を行うものとする。

第 3 章 特定個人情報等の取得、利用、保管、提供及び廃棄段階における取扱い

第 1 節 特定個人情報等の取得

(特定個人情報等の適正な取得)

第 20 条 特定個人情報等の取得は、適法かつ公正な手段によって行うものとする。

(特定個人情報等の利用目的)

第 21 条 職員又は第三者から取得する特定個人情報等の利用目的は、第 3 条に掲げた個人番号を取り扱う事務の範囲内とする。

(特定個人情報等の取得時の利用目的の通知等)

第 22 条 特定個人情報等を取得する場合は、書面その他の明確な方法により利用目的を通知する。

- 2 利用目的の変更を要する場合は、当初の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲内で利用目的を変更して、本人への通知を行うことにより、変更後の利用目的の範囲内で特定個人情報を利用することができる。

(個人番号の提供の要求)

第 23 条 第 3 条に掲げる事務を処理するために必要がある場合に限り、個人番号の提供を求めることができるものとする。

- 2 職員又は第三者が、個人番号の提供の要求又は第 26 条に基づく本人確認に応じない場合には、番号法に基づく意義について説明をし、個人番号の提供及び本人確認に応ずるように求めるものとする。
- 3 前項の求めにもかかわらず、職員又は第三者が個人番号の提供に応じない場合には、提供を求めた経緯等を記録するものとする。

(個人番号の提供を求める時期)

第 24 条 第 3 条に定める事務を処理するために必要があるときに個人番号の提供を求めることとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第 3 条の事務の発生が予想できた時点で個人番号の提供を求めることができる。

(特定個人情報等の収集制限)

第 25 条 第 3 条に定める事務の範囲を超えて特定個人情報等を収集しないものとする。

(本人確認)

第 26 条 本人から個人番号の提供を受ける場合の本人確認の方法は、次のとおりとする。

- (1) 番号確認は、通知カード、個人番号カード、個人番号が記載された住民票の写しのいずれかの提示をもって行うものとする。
- (2) 身元確認は、個人番号カード、運転免許証、パスポートのいずれかの提示をもって行うものとする。
ただし、雇用関係にある職員で本人であることが明らかな場合には、対面によって身元確認を行うものとする。

第 2 節 特定個人情報等の利用

(特定個人情報等の利用制限)

第 27 条 第 3 条に定める事務の範囲を超えて特定個人情報等を利用しないものとする。

- 2 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合を除き、本人の同意があったとしても、利用目的を超えて特定個人情報等を利用してはならないものとする。

第 3 節 特定個人情報等の保管

(特定個人情報等の正確性の確保)

第 28 条 第 3 条に定める事務を行う範囲において、特定個人情報等を正確かつ最新の状態で管理するよう努めるものとする。

(特定個人情報等の保管制限)

第 29 条 第 3 条に定める事務の範囲を超えて特定個人情報等を保管しないものとする。

- 2 所管法令により一定期間保管が義務付けられている書類に記載された個人番号については、その期間保管するものとする。

第 4 節 特定個人情報等の提供

(特定個人情報等の提供制限)

第 30 条 番号法第 19 条各号に掲げる場合を除き、特定個人情報等を第三者に提供しないものとする。

第 5 節 特定個人情報等の廃棄

(特定個人情報等の廃棄)

第 31 条 第 3 条に定める事務を処理する必要がなくなった場合で、所管法令において定められている保管期間を経過した場合には、特定個人情報等を第 15 条で定める方法により速やかに廃棄するものとする。

附 則

本規程は平成28年1月1日から施行する。

13 静岡県高等学校体育連盟 大会開催基準要項

総 則

静岡県高等学校体育連盟の主権により開催・運営される各種大会（以下「大会」という。）の開催基準を次のとおり定める。

目 的

大会は、学校教育の一環として、県下高等学校生徒に広く、スポーツ実践の機会を与え、技能の向上と気力の充実をはかり、心身ともに健全でたくましい高等学校生徒を育成するものとする。

1 大会の名称

(1) 第（ ）回静岡県高等学校総合体育大会（以下「県総体」という。）

全国高等学校総合体育大会及び東海高等学校総合体育大会の静岡県予選会を兼ねる。（一部種目を除く）

(2) 第（ ）回静岡県高等学校定時制・通信制体育大会（以下「定通大会」という。）

全国定時制・通信制体育大会及び東海定時制・通信制体育大会の静岡県予選会を兼ねる。（一部種目を除く）

(3) 平成（ ）年度静岡県高等学校新人体育大会（以下「新人大会」という。）

全国高等学校選抜等体育大会及び同東海ブロック大会の静岡県予選会を兼ねる（一部種目を除く）

(4) 下記の大会（以下「その他の大会」という。）

全日本バレーボール高等学校選手権大会 静岡県予選大会

全国高等学校サッカー選手権大会 静岡県予選大会

全国高等学校バスケットボール選手権大会 静岡県予選大会

全国高等学校選抜スポーツクライミング選手権大会 静岡県予選大会

全国高等学校女子サッカー選手権大会 静岡県予選大会

※ 上記5大会を「その他の大会」とする。（平成28年度現在）

2 主催・後援

(1) 県総体

(主催) 静岡県高等学校体育連盟、静岡県教育委員会、静岡県関係各競技団体

(後援) (公財)静岡県スポーツ協会

(2) 定通大会

(主催) 静岡県高等学校体育連盟、静岡県教育委員会、静岡県関係各競技団体

(後援) (公財)静岡県スポーツ協会

(3) 新人大会

(主催) 静岡県高等学校体育連盟、静岡県教育委員会、静岡県関係各競技団体

(後援) (公財)静岡県スポーツ協会

(4) その他の大会

静岡県関係各競技団体と共催する場合、次のようにする。

(主催) 静岡県高等学校体育連盟

静岡県関係各競技団体

※ 新たな団体を主催または後援に加える場合は、静岡県高等学校体育連盟理事会の承認を得るものとする。

3 主管 静岡県高等学校体育連盟 種目別専門部

(「その他の大会」は、静岡県関係各競技団体 高校部)

4 大会の開催

(1) 大会は原則として県内で開催するものとする。

(2) 地区大会は当該地域内で開催するものとする。

5 大会の期間

(1) 競技日程は、生徒の健康管理に留意し、合理的に計画する。

(2) 開催日は、休業日を原則とし、できる限り週休日とする。

(3) 1日で終了できる種目については、原則として日曜日に開催する。

※ 上記以外で開催する場合は、静岡県高等学校体育連盟理事会の承認を得るものとする。

6 競技方法

種目別学校対抗とする。(団体、個人)

7 参加資格

(1) 静岡県高等学校体育連盟に加盟している生徒で、当該競技種目要項により参加者の資格を得た者。

(2) 参加選手は、あらかじめ健康診断を受け、在学する学校長の承認を得ること。

(3) 大会の開催日初日が、転校後6ヶ月未満の者は参加を認めない。(外国人留学生もこれに準ずる)ただし、一家転住等やむを得ない場合は、静岡県高等学校体育連盟会長の許可があればこの限りではない。

また、定通大会においては転入学・編入学・新入学等後6ヶ月未満でもこの限りではない。

(4) 全国大会の予選を兼ねている競技については、全国大会種目別実施要項の参加資格に準ずる。

(5) 定時制・通信制の生徒が県総体(地区・県大会)に出場した場合は、定通大会への参加資格を失するものとする。

8 参加申込方法

(1) 当該学校長の責任において、所定の様式により定められた期限までに申し込むものとする。

(2) 申込締切日・申込場所は競技種目ごとに定める。

9 参加料

すべての大会において参加料は徴収してはならない。

10 表彰

- (1) 各大会とも優勝者（チーム）から3位までに賞状を授与することを原則とする。
- (2) 県総体の種目別優勝チームには、持ちまわり優勝旗及び優勝記念品（メダル）を、県新人大会の種目別優勝チームには持ちまわり優勝杯を授与する。
- (3) 県定通大会の種目別優勝チームには、持ちまわり優勝杯及び優勝記念品（県総体に同じ）を授与する。

11 プログラム

- (1) プログラムは無料で配布する。
- (2) 有料の場合は静岡県高等学校体育連盟理事会の承認を必要とする。

12 大会経費

大会経費は静岡県高等学校体育連盟よりの事業費（大会費）、補助金等でまかなう。

なお、大会経費の一部を参加校から徴収する場合は、静岡県高等学校体育連盟会長、副会長の承認を得たうえで、大会予算書（2号書式）を作成し、事務局に提出する。

[補足]

徴収を可能とする条件

- (1) 生徒の健康・安全に関わることで対応が必要な場合。
- (2) 当該競技大会において本連盟よりの事業費（大会費）で運営ができない場合。

13 参加上の注意

- (1) 競技中の疾病、傷害などの応急処置は主催者が行う。以後は各学校で処置するものとする。
- (2) 出場チーム・選手は、必ず引率責任者によって引率され、引率責任者は選手（生徒）のすべての行動に対して責任を負うものとする。

引率責任者は、公立は当該校の教員または部活動指導員、私立は当該校の職員または部活動指導員とする。個人競技において引率が極めて困難である場合には、高体連事務局及び各専門部に連絡し、対応を検討する。

監督・コーチ等は、校長が認めた指導者で、参加申込書により登録されたものとする。なお、公務災害・労働災害が適用されない指導者については、必ず傷害保険・損害賠償責任保険（スポーツ安全保険等）に加入することを条件とする。

[補足]

引率責任 ……法的責任、事故発生時の賠償責任、生活指導

教 員 ……教頭、教諭、講師（非常勤講師は対象外）

職 員 ……校長、副校長、教頭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、実習助手、
技術職員、講師（非常勤講師を含む）、事務職員、技能員

部活動指導員 ……学校教育法施行規則第78条の2による学校設置者の定める規則に則る部
活動指導員

校長が認めた指導者 ……外部指導者の場合は、面接等で資格、指導歴、職業など人物確認を十分したうえで認められていること。また、文書をもって契約もしくは依頼をすることが望ましい。

当該校 ……参加選手が所属する学校

登録 ……参加申込書に氏名、年齢、職業等が記載され、校長印が押印されていること。

14 附記

地区大会は上記に準じて実施するものとする。

附 則 本要項は、昭和60年4月20日より施行する。

平成21年4月	第一次改訂
平成22年4月	第二次改訂
平成29年4月	第三次改訂
平成31年4月	第四次改訂
令和 2年4月	第五次改訂

14 静岡県高等学校体育連盟 大会運営内規

静岡県高等学校体育連盟が主催する大会は、心身ともに健全でたくましい高等学校生徒を育成することを目的とし、よりよき大会運営ができるよう下記の基準を定める。

1 大会開催の回数

- (1) 地区大会 年2回（県総体予選、新人大会予選）とし、県大会とつながるよう計画する。
- (2) 県大会 年2回（県総体、新人大会（兼選抜等大会予選）
ラグビーは全国高校ラグビー大会静岡県大会を含め3回とする。
- (3) 地方大会 年2回（東海総体、全国高校選抜等大会東海ブロック予選）
- (4) 全国大会 年2回（全国総体、全国高校選抜等大会）
ただし、駅伝競走大会は別枠として県、東海、全国、各1回とする。
- (5) 全国高校選抜等大会の県予選を新人県大会と兼ねることができない場合は、当分の間、県高体連は名義共催する。

全国高等学校サッカー選手権静岡県大会、
全国高等学校バスケットボール選手権大会静岡県予選
全日本バレーボール高等学校選手権大会静岡県予選、
全国高等学校選抜スポーツクライミング選手権大会 静岡県予選大会
全国高等学校女子サッカー選手権大会 静岡県予選大会

2 大会要項

(1) 作成上の留意点

ア 派遣ならびに役員委嘱、大会要項、参加申込書等の形式は、様式1～6とする。地区大会の場合は支部長名を使用すること。

イ 備考欄に記載する共通事項

- ・抽選方法
- ・雨天時の連絡方法
- ・応急処置と健康保険証の持参

(2) 発送上の留意点

ア 各校へ発送する前に、下記の承認を得ること（連絡は電話、FAXでも可）

- ・地区大会 支部長（支部長校の理事に連絡）と専門部長
- ・県大会 会長（高体連事務局に連絡）と専門部長

3 大会運営

(1) 大会会場

ア 会場は、原則として東海道沿線とする。

イ 年度当初に計画した会場については、特別の事情がない限り変更しない。また、学校を使用する場合は、年度初め、学期初めに学校長に連絡し、行事計画に入れてもらうことが望ましい。なお、「競技会場借用願」は別紙様式1とする。

ウ 会場、施設の使用規則、使用上の注意事項を参加者に徹底し、終了後の片づけには十分配慮すること。特に、喫煙等については、学校の場合は全面禁煙、その他の施設についても場所を指定するなど火気に十分注意すること。

エ ごみの処理について徹底すること。原則としてすべて持ち帰りとする。

(2) 組合せ

各大会の組合せは、責任抽選（委員長、副委員長、委員）を原則とする。

(3) 試合方法

各大会の試合方法（特に地区大会）は、種目別専門部で統一し、長期間にわたり生徒および顧問の負担にならないよう配慮する。

(4) その他

ア 大会費は、大会要項を静岡県高等学校体育連盟会長（事務局宛）に送付することにより支給される。

イ 地区大会及び県大会賞状、県大会優勝メダルは事務局に請求する。

ウ 安全に留意し、養護教諭もしくは看護師等の医療従事者を依頼することが望ましい。

エ 大会中に事故が発生した場合は、応急処置を第一とし、その後の処置については事務局と連絡をとり対処すること。

オ 参加生徒には学校代表としての誇りを持たせ、高校生にふさわしい大会となるよう指導すること。

カ 大会運営について、種目別競技団体との連絡を密にし、万全を期すること。

4 経 理

(1) 大会費の経理については、正確・公正を期し、整然かつ明瞭に整理記録すること。

(2) 大会費は、地区大会、県大会ともに県会長（事務局宛）に届けられた大会要項に基づき、事務局より送金する。受領後、領収書に署名、捺印の上折り返し事務局に送付すること。

(3) 予算内で運営できるよう計画を密にする。特別の事情を除いて超過分の支給はしない。

(4) 予算より競技用具（ボール代等）の支出は認めない。

(5) 役員の旅費等について

ア 高体連主催大会に役員として係わる者には旅費を支払うことができる。ただし、引率教員（当日の生徒引率あり）の場合は支払わない。

「旅費」 = 「交通費」 + 「高体連が必要と認める経費」

※領収は個人領収とする。

イ 「交通費」は起点を各自の所属校とし、算出は別表による。

ウ 「高体連が必要と認める経費」は以下のとおりとする。

① 終日役員として従事する者には、旅行諸費及び昼食代として1, 500円（上限）

② 半日役員として従事する者には、旅行諸費として200円（上限）を支払うことができる。

エ 上記以外に役員への手当等（審判料等）を支給する場合は謝金として扱う。

(6) 補助役員には昼食（700円以内）を支給することができる。ただし、現金支給はできない。

※報告には業者の領収書（単価、個数を明記したもの）を必ず添付すること。

(7) 大会に役員として係わる者（生徒補助役員を含む）の熱中症対策としての飲料の経費（一人あたり160円以内）を大会経費より支出することができる。ただし、現金支給はできない。

(8) 大会に関する役員会（準備会、抽選会等）の経費は、以下のとおりとし、大会費より支出する。支出項目は大会運営に準ずる。

ア 旅費 イ 会場費 ウ 通信費 エ 印刷費 オ 消耗品費

(9) 大会終了後2週間以内に大会報告書（1号～4号書式）を事務局に提出のこと。

(10) 収支明細書（大会報告書2号書式）の支出項目ごとに領収書を添付すること。領収書の種類は別に示すとおりとする。なお、旅費領収書には捺印またはサインを忘れないこと。

5 役員構成

(1) 大会役員については下記のとおりとする。（ ）内は地区大会の場合。

大会会長 県高体連会長（県高体連支部長）

大会副会長 県高体連副会長・専門部長（県高体連副支部長）

顧問 県高体連顧問・種目別競技団体会長（競技団体地区責任者等）

(2) 競技役員については各専門部の慣行によるものとする。

6 報道機関への結果連絡

各専門部で報道連絡者を決め、大会終了後（競技終了後）に記者クラブ等に連絡する。

7 機関誌「高校の体育」掲載の原稿提出について

(1) 機関誌編集委員会より示された要項に従って作成すること。成績の記載方法は前年度号に倣い、統一した書式とすること。

(2) 各副委員長は、地区大会の記録を整理し、県委員長に提出する。

(3) 県委員長は、地区大会、県大会、地方大会、全国大会の記録を揃えて事務局に提出する。

15 静岡県高等学校体育連盟 競技者及び指導者規程

第1章 総 則

第1条（目的）

高等学校における体育・スポーツ活動は、学校教育の一環として行われるものであり、その活動はアマチュア・スポーツ精神に則り実施されなければならない。

静岡県高等学校体育連盟（以下本連盟という）は、競技者及び指導者の保護と健全な体育・スポーツ活動の推進を図るため、公益財団法人全国高等学校体育連盟規程（以下全国高体連規程という）に準拠し、基本的事項について定める。

第2条（規程の適用）

この規程は、以下の競技者と指導者に適用する。

- （1）競技者とは、学校教育法第1条に定められた高等学校の生徒で、本連盟に加盟登録した競技者をいう。ただし、全国高体連規程によって大会参加を認められた競技者も含める。
- （2）指導者とは、本連盟役員及び本連盟が主催する大会の役員、監督・コーチ・引率者をいう。

第2章 競 技 者

第3条（競技者のあり方）

- （1）高等学校の生徒として、体育・スポーツ活動を通して自己研鑽に努める。
- （2）競技規則はもとより社会生活におけるルールとマナーを守り、フェアプレイの精神に徹する。
- （3）体育・スポーツ活動を通してお互いの友情を深めるとともに、ボランティア活動等にも積極的に参加する。
- （4）スポーツ活動を行うことによって、物質的な利益を自ら受けない。
- （5）スポーツ活動によって得た名声を、自ら利用しない。

第4条（競技者の禁止事項）

- （1）大会参加によって授与される賞金、高価な商品を受領すること。
- （2）企業等から入社契約もしくはこれに準ずるものの前渡しや、金品の支給、貸与等の物質的利益を受けること。
- （3）各種大会に参加するための旅費その他の経費を、当該校関係又は大会主催者以外から受領すること。
- （4）自分の氏名、写真、競技実績を広告等に使用すること。ただし、本連盟が認めた場合は除く。

第5条（大会等への参加）

競技者が大会等に参加するときは、在学校長の責任によって申し込むものとする。

第3章 指導者

第6条（指導者のあり方）

- （1）指導者は、高等学校における体育・スポーツ活動の発展と心身ともに健全な競技者育成のため、競技者の模範となるよう努める。
- （2）高等学校における体育・スポーツ活動は、学校教育の一環として行われることを踏まえて指導にあたる。
- （3）競技規則を守り、人権の尊重に十分配慮して指導にあたる。
- （4）禁止事項については第4条（競技者の禁止事項）に準用する。

第4章 罰 則

第7条（罰則）

競技者及び指導者が本規程に違反し、品位を損ない、本連盟の名誉を傷つけたときは当該専門部及び本連盟と協議の上、罰則を与えることができる。

第5章 改正 その他

第8条（改正その他）

本規程の改正及び実施に関して必要な事項の制定は、本連盟理事会の決定により行うことができる。

附 則

本規程は平成16年5月20日より施行する。

複数校(2校以上)合同チームのあり方、基本的な考え方 (申し合わせ)

静岡県高等学校体育連盟

原則的には全国高体連の規程に準ずる。

1 学校の統廃合に伴う合同チームの参加について

- ① 統廃合の対象校となり学級減あるいは募集停止が実行された学校においては、複数校(2校以上)での合同チームを認める。

上記の合同チームは全国総体、東海ブロック大会および県大会等すべての大会において認める。

- ② 統合がなされた初年度の高校総体に限っては、統合以前の学校毎のチーム(複数)での参加か、統合された学校でのチーム(単独)での参加かを選択することができる。

なお、上記に関しては県内大会までとし、部活毎に対応できるものとする。

2 分校の扱いについて

原則的には、分校または天竜高校春野校舎は1校とし本校との合同チームは認めない。

ただし、本校との距離などの地理的事情・練習環境等を配慮し、合同での申請も可能とする。

なお、上記に関して、申請の手続きは学校単位とし、前年度末までに完了しなければならない。(種目ごとで異なる申請はできない)

3 部員不足に伴う合同チームの参加について

「各都道府県高等学校体育連盟及び専門部においては、複数校合同チームの活動について、その成果を発表する場を設けるよう努力する。」という、全国高体連の申し合わせ事項にのっとり、各専門部は、複数校合同チームに関する基準等を検討し、十分な理解を図り、実施するものとする。

ただし、部員不足のため部活動の継続が困難となり、複数校合同での活動が行われている場合に限る。合同チームの編成が、勝利至上主義的発想にならないよう、十分留意する。

専門部により差異があるので、実施可能な専門部から実行に移す。

学校の統廃合に伴う、高体連主催大会への参加について（Q&A）

Q 1 : 統合以前の学校毎のチーム（以下複数チームという。）で出場する場合、当該専門部の許可が必要か？

A 1 : 複数チームの出場は承認されているので、専門部への許可は必要ない。申し込みの段階で通知すればいいが、組合せ等の準備のため、事前に委員長又は副委員長（支部委員長）に打診をしておく方が良い。

Q 2 : 個人競技の出場枠（人数等）について複数チームが認められるか？

A 2 : 認められる。

ただし、地区大会出場の申し込みをしたチームで、その大会（地区及び県）全ての種目（個人戦、団体戦、リレー）の出場をしなければならない。

また、複数チームで出場した場合も県大会以上（東海、全国）へは1校の出場枠となるので、その分を超えた数は出場できない。その場合は、同競技・同種目における次点の他校選手・チームが繰り上げ出場となる。

Q 3 : 複数チームで出場となった場合、ユニフォームは？

A 3 : 競技運営上支障がなければ、旧校でのユニフォームで構わない。
専門部と協議すること。

Q 4 : 複数チームで出場となった場合、校名表記は？

A 4 : 原則として新しい校名（略名）の後ろに（ ）付けて旧校名（略名）を入れる。
例 ○○高校（△△高校）、○○高校（◇◇高校）

Q 5 : 複数チームで出場となった場合、1年生の登録はどこにすればいいか？

A 5 : 学校の判断で構わない。ただし、出場申込み後のチームの移動はできない。

Q 6 : 混成の複数チーム出場は可能か？

A 6 : 不可

複数チームの出場は、あくまでも統廃合をする以前の学校単位のチームに1年生を加えての出場となる。

ただし、1年生についてはQ 5に準ずる。

Q 7 : 各競技団体（協会等）主催大会への複数チームの出場については？

A 7 : 各競技団体の判断に委ねる。チーム登録も同様とする。

Q 8 : 複数チームで出場の場合、引率教員はチーム毎必要か？

A 8 : 引率教員が出場する生徒への責任を負う者であるため、原則、出場チーム毎についてもらわなければならない。

- Q 9 : 3校以上の学校が統合となり、複数チームで出場となった場合、どんな体系が可能か？
- A 9 : すべて単独チーム、1校単独チーム+他合同チーム、全て合同チーム等全てのパターンで出場可能です。ただし、県大会以上（東海、全国）はQ 2に準ずる。

「個人情報」および「肖像権」に関する取り扱いについて

1 個人情報について

- (1) 参加申込等書面で個人情報（氏名、学校名及び学年等、特定の個人を識別できるもの）を提供する際は、予め本人および保護者に以下の利用目的を説明し、その利用について許諾を得ること。

【利用目的】

①プログラムへの記載 生徒の氏名、学校名、学年（種目により身長、体重）

②大会結果の発表 生徒の氏名、学校名、学年、記録（戦績）

*会場でのアナウンス、掲示板での記載、新聞・テレビ等報道機関での発表、高体連機関誌への記載

- (2) 以後の利用に関しては、事前許諾を得ているものとして活用する旨を事前に伝えること。

2 肖像権について

- (1) 本人が高体連主催の大会やセレモニー等に出場または参加した場合、許可された組織・報道等によって写真・映像が撮影され、その写真・映像が公開される可能性があることを事前に説明し、許諾を得ること。

- (2) その事前許諾は高体連のその後の大会等でも有効であることを伝えること。

3 許諾をしない申し出のあった生徒の「個人情報」および「肖像」については、その利用をしないこと。取材の申し出があった報道機関にも、該当者への配慮を依頼すること。

4 大会役員（審判を含む）についても、大会要項およびプログラムに個人情報を記載することについて本人の許諾を得ること。

自然災害による警報発令時等の大会開催について（申し合わせ）

静岡県高等学校体育連盟

参加者（生徒、引率責任者、監督・コーチ、役員）の安全を確保する

大会開催に際し、台風接近や地震発生等による不足の事態が発生した際は、上記のことを第一に考え、各専門委員長は大会役員、引率責任者と連絡を密にし、大会開催及び継続の可否を判断する。なお、専門委員長が不在の場合は、会場責任者が専門委員長と連絡をとりの確に判断する。

1 「暴風警報」、「特別警報（暴風、大雨、大雪、暴風雪（沿岸部競技は高潮、波浪を含む）」及び、大津波警報、噴火警報（以下、警報等）が発表された場合

時間	対象地区	対応
大会前日	地区大会：開催地区 県大会：県下	○各専門部で以下の内容を協議し関係者及び参加校へ周知する。 ・競技開催の可否 ・競技時間の変更等
大会当日 (集合時間2時間前を目安)	地区大会：開催地区 県大会：県下	○原則としてその日の競技を全て中止する。
大会期間中	地区大会：開催地区 県大会：県下	○ただちに競技を中止し、生徒、来場者の安全確保を確実にを行うとともに、情報収集を充分に行い、大会役員、引率責任者及び関係者と協議をし、生徒の動向を判断する。

※競技の特性や会場の地理的条件等により、この申し合わせによりがたい場合は、各専門部で別途協議する。

2 大会開催中に落雷の危険性がある場合

(1) 屋外種目において、大会開催中に落雷の危険性があると判断した場合は、ただちに競技を中断し、生徒らを避難させ、安全な場所への退避方法を検討する。審判員にのみその判断を委ねることにならないようにする。また、競技再開については、競技する上で十分な安全確保がなされたことを確認し、大会役員、引率責任者及び関係者と協議し決定する。安全確保が十分でない場合は、その日の競技は中止する。

(2) すべての競技種目において、大会会場からの帰宅時間に落雷の危険性があると判断した場合は、大会役員、引率責任者及び関係者と協議をし、生徒の動向を判断する。

3 地震の発生が予想される場合の取扱いについて

- (1) 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表され、当日までに解除されない場合は大会を中止する。
- (2) 大会期間中に「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合は、ただちに競技を中止し、生徒、来場者の安全確保を確実に行うとともに、情報収集を充分に行い、大会役員、引率責任者及び関係者と協議をし、生徒の動向を判断する。
- (3) 競技中の大規模地震が発生した場合の対応について
上記（2）の対応に準ずる。

4 代替日の設定について

- (1) 生徒の大会参加機会の確保や全国大会等への代表校（者）決定のため、代替日が必要な場合は、会場・役員の確保、参加校の事情（学校行事ほか）等を十分考慮し、代替日を設定する。
なお、大会が中止となった場合の対処として、大会予備日を事前に設定しておくことが望ましい。
- (2) 対処方法については、高体連事務局にただちに報告するとともに、専門部長名にて各参加校に文書にて通知する。

静岡県高等学校体育連盟災害補償規程

第1条（本規程の目的）

この規程は、静岡県高等学校体育連盟（以下「運営者」という。）が主催・共催・後援する「別表①」の行事（以下「行事」という。）に参加する運営役員及び指導者（以下「本人」という。）が、その行事に参加中に被った傷害または疾病（以下「傷病」という。）に対して、運営者が給付する災害死亡補償、後遺障害補償および療養補償について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（適用範囲）

本規程は、運営者の作成、保管する名簿に記載された行事の参加者に適用する。

第3条（用語の定義）

本規程において、次に掲げる用語は、それぞれ次の定義に従うものとする。

- (1)「傷害」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいい、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生じる中毒症状（継続的に吸入、吸収または摂取した結果生じる中毒症状を除く。）を含む。
- (2)「疾病」とは、急性虚血性心疾患（いわゆる心筋梗塞）、急性心不全等の急性心疾患、くも膜下出血、脳内出血等の急性脳疾患、気胸、過換気症候群等の急性呼吸器疾患、細菌性食中毒、日射病および熱射病等の熱中症、低体温症、脱水症をいう。
- (3)「公的給付」とは、次の給付をいう。
 - イ 次のいずれかの法律に基づく災害補償制度または法令によって定められた業務上の災害を補償する他の災害補償制度によって支給される障害に対する給付
 - (イ) 労働者災害補償保険法
 - (ロ) 国家公務員災害補償法
 - (ハ) 裁判官の災害補償に関する法律
 - (ニ) 地方公務員災害補償法
 - (ホ) 公立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する法律
 - ロ 次のいずれかの法律その他の社会保障法令によって支給される障害に対する年金給付
 - (イ) 厚生年金保険法
 - (ロ) 国民年金法
 - (ハ) 国家公務員共済組合法
 - (ニ) 地方公務員等共済組合法
 - (ホ) 私立学校教職員共済組合法
- (4)「行事に参加中」とは、本人が行事に参加するために運営者の指定する場所に集合したときから、運営者の管理下を離れたときまでをいう。ただし、行事開催日前に運営者に行事参加の申込みを行い、運営者保管の名簿に記載された者に限り、行事に参加するための往復途上についても「行事に参加中」とみなす。
- (5)「行事に参加するための往復途上」とは、被補償者が行事に参加する意思をもって、住居（行事参加のために宿泊したときは、その宿泊先を住居とみなす。）を出発してから住居に到着するまでをいう。ただし、往復に要する通常の経路を逸脱または中断した場合には、当該逸脱または中断したとき以降は、「行事に参加中」とみなさない。

第4条（災害死亡補償一弔慰金）

運営者は、本人が第1条の傷病を被り、その傷病により、傷病を被った日（傷害については事故日、疾病については医師（本人が医師のときは、本人以外の医師をいう。以下同様とする。）の診断による

発病の日をいう。以下「傷病発生日」という。)からその日を含めて180日以内に死亡したときは、次のとおり弔慰金として本人の法定相続人に給付する。

弔 慰 金 1,000万円

第5条（後遺障害補償－障害一時金）

運営者は、本人が第1条の傷病を被り、その傷病により、傷病を被った日からその日を含めて180日以内に後遺障害を残したときは、障害一時金として次のとおり本人に給付する。

障害等級	1級から 3級まで	4級から 6級まで	7級から 9級まで	10級から 12級まで	13級から 14級まで	障害手当金に 該当する場合 (疾病のみ)
障害一時金	1,000万円	700万円	350万円	100万円	40万円	100万円

第6条（障害等級の認定）

- ① 前条の場合において、後遺障害の原因が傷害のときは、障害等級は労働者災害補償保険法施行規則別表1「障害等級表」の基準に従い認定する。この場合、傷病発生日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にあるときは、傷病発生日からその日を含めて181日目における医師の診断に基づき認定する。
- ② 前条の場合において、後遺障害の原因が疾病のときは、次の各号に従い障害等級を決定する。
 - (1) 公的給付における認定と同一の等級に認定する。
 - (2) 前号の認定後に、公的給付において前号の認定より上位の等級が認定されたときは、その上位の等級に変更して認定する。この場合、前号の認定に基づき既に障害一時金を給付していたときは、その上位の等級に基づく障害一時金の額との差額を追加給付する。
 - (3) 第1号の認定が行われる前に、後遺障害の原因となった疾病を直接の原因として本人が死亡したときは、災害死亡補償に準じて補償を給付する。
- ③ 公的給付において等級が認定されないときは、厚生年金保険法施行令第三条の八および同法施行令第三条の九の基準に従い認定することができる。

第7条（後遺障害と災害死亡の関係）

運営者が障害一時金を給付した後、本人が後遺障害の原因となった傷病の結果として傷病発生日からその日を含めて180日以内に死亡したときは、弔慰金の額から既に給付した障害一時金の額を控除した残額を給付する。

第8条（弔慰金等の給付による損害賠償の減免）

運営者が弔慰金または障害一時金を給付したときは、運営者は、給付した金額を限度として、本人が運営者に対して有する損害賠償の責を免れる。

第9条（療養補償－入院見舞金）

運営者は、本人が第1条の傷病を被り、その治療のために入院したときは、入院日数1日につき次の金額を入院見舞金として本人に給付する。ただし、入院見舞金の給付日数は、180日を限度とし、かつ、傷病発生日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては入院見舞金を給付しない。

入院1日につき 5,000円

第 10 条（療養補償－手術給付金）

前条の場合において、傷病発生日からその日を含めて 180 日以内に、本人が治療を直接の目的として別表②に掲げる手術を受けたときは、入院見舞金の日額に手術の種類に応じて別表②に掲げる倍率（2 以上の手術を受けた場合は、そのうち最も高い倍率）を乗じた額を、1 回に限り手術給付金として本人に給付する。

第 11 条（療養補償－通院見舞金）

運営者は、本人が第 1 条の傷病を被り、その治療のために通院したときは、通院日数 1 日につき次の金額を通院見舞金として本人に給付する。ただし、通院見舞金の給付日数は、90 日を限度とし、かつ、傷病発生日からその日を含めて 180 日を経過した後の通院に対しては通院見舞金を給付しない。

通院 1 日につき 3, 0 0 0 円

第 12 条（補償を行わない場合）

運営者は、次の各号の傷病に対しては、補償を給付しない。

- (1) 本人またはその法定相続人の故意または重大な過失による傷病。ただし、補償を給付しないのは本人の被った傷病に限る。
- (2) 本人の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による傷病。ただし、補償を給付しないのは本人の被った傷病に限る。
- (3) 本人の麻薬、あへん、大麻、覚せい剤またはシンナー等の使用による傷病。
- (4) 本人が法令に定められた運転資格を持たないで、または酒に酔って正常な運転ができないおそれがある状態で、自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故による傷病。
- (5) 他覚症状のない本人の感染症。
- (6) 頸部症候群（むちうち症）または腰痛で自覚症状しかないもの。
- (7) 本人の妊娠、出産または早産。
- (8) 本規程発効日の直前 12 ヶ月以内に、医師の治療を受けまたは治療のために医師の処方に基づく服薬をしていた疾病と因果関係のある疾病。ただし、本規程発効日から 24 ヶ月を経過したとき以降に発生した疾病については、この限りでない。なお、本規程発効日において第 2 条の適用範囲に該当しない者については、「本規程発効日」を「本規程の適用範囲に該当した日」と読み替えて適用する。
- (9) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群集または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいう。）による傷病。
- (10) 核燃料物質（使用済燃料を含む。以下この号において同様とする。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含む。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故による傷病。
- (11) 前 2 号の事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故による傷病。
- (12) 第 10 号以外の放射線照射または放射能汚染による傷病。

第 13 条（請求手続き）

本人またはその法定相続人が、本規程に基づく補償の給付を請求する場合には、次の各号の書類を事務局に提出しなければならない。

- (1) 事故通知書兼団体総合補償制度費用保険金請求書

(2) 医師の診断書（死亡の場合は死亡診断書または死体検案書）

第14条（運営）

本災害補償規程は、静岡県高等学校体育連盟を事務局として運営する。

第15条（発効日）

本規程は、平成25年4月1日から効力を有し、平成25年4月1日以降に開催する静岡県高等学校体育連盟運営行事に適用する。

別表①

専 門 部	県	地 区		
各専門部共通	静岡県高等学校総合体育大会	4～6月 静岡県高等学校総合体育大会 地区予選	4～6月	
	静岡県高等学校新人体育大会	9～2月 静岡県高等学校新人体育大会 地区予選	8～2月	
	競技力向上対策指導者養成事業	×		
	専門部講習会(県)	専門部講習会(地区)		
陸上競技	男子静岡県高等学校駅伝競走大会	11月	×	
	女子静岡県高等学校駅伝競走大会			
水泳	×	×		
バレーボール	全日本バレーボール高等学校選手権大会 静岡県予選	11月	×	
バスケットボール	全国高等学校バスケットボール選手権大会 静岡県予選	10～11月	×	
ソフトテニス	静岡県学校対抗選手権大会	8月	×	
サッカー	全国高等学校サッカー選手権大会 静岡県予選大会 全国高等学校女子サッカー選手権大会 静岡県予選大会	9～11月	×	
テニス	×	平杯争奪東部高等学校テニス選手権大会(東部) サマーテニストーナメント(中部) アズマカップ高等学校テニス大会(西部)	8月	
体操	×	×		
卓球	天皇杯・皇后杯 全日本卓球選手権大会 ジュニアの部 静岡県予選会 全国高等学校選抜卓球大会 シングルの部 静岡県最終選考会	9月 1月	天皇杯・皇后杯 全日本卓球選手権大会 ジュニアの部 地区大会	8月
ラグビー	全国高等学校ラグビーフットボール大会 静岡県予選大会	10～11月	×	
ハンドボール	静岡県高等学校ハンドボール選手権大会	1月	×	
軟式野球	全国高等学校軟式野球選手権 静岡県大会		×	
ソフトボール	静岡県高等学校ソフトボール選手権大会 兼 中日本総合ソフトボール大会予選会	7月	×	
バドミントン	静岡県高等学校バドミントン選手権大会	8月	静岡県高等学校バドミントン選手権大会 地区予選	8月
剣道	石垣杯争奪 静岡県高等学校剣道優勝大会	11月	×	
柔道	静岡県柔道祭	4月	地区柔道祭	4月
弓道	静岡県弓道連盟高等学校秋季弓道大会	9月	×	
登山	全国高等学校選抜スポーツクライミング選手権大会静岡県予選	12月	×	
相撲	静岡県高等学校春季相撲大会	4月	×	
ボート	×	×		
ウェイトリフティング	×	×		
フェンシング	×	×		
レスリング	静岡県高等学校レスリング選手権大会	5月	×	
自転車競技	×	×		
ヨット	×	×		
ホッケー	静岡県高等学校ホッケー選手権大会 (市毛杯争奪ホッケー大会)	9月	×	

ボクシング	×		×
アーチェリー	静岡県高等学校アーチェリー選手権大会	9～10月	×
空手道	×		×
なぎなた	×		×
カヌー	×		×
少林寺拳法	県連盟主催 少林寺拳法 静岡県大会	7月	×
定時制・通信制	静岡県高等学校定時制・通信制体育大会 春季大会	5～6月	×
	静岡県高等学校定時制・通信制体育大会 秋季大会	10～12月	×
上記大会の設置等の事前準備またはその撤収作業、及び上記大会に附随する役員会・準備会・抽選会・監督会議等			
【諸会議・視察等】	評議員会・各支部評議員会		県総体 視察
	理事会		県駅伝 視察
	部長会		東海総体 視察
	専門委員長・副委員長会		東海駅伝 視察
	研究部会		東海定通大会 視察
	総務委員会		全国総体 視察
	技術向上委員会		全国定通大会 視察
	技術向上担当者会		2020年度全国総体特別強化事業
	体力調査研究委員会		新体力テスト表彰式
	機関誌編集委員会		全国優勝者表彰式
	定時制通信制理事会		新体力テスト説明会
	運動部活動強化選考会議		運動部活動強化事業各校説明
	その他 緊急の会議及び小委員会		体育主任者会
	全国総体出場校監督会議		私学体育主任者会
	監査		
	全国研究大会		
	全国高体連主催諸会議 (加盟団体長会・専門委員長会ほか)		
東海高体連主催諸会議(理事会・理事長会・専門委員長 会・東海総体組合せ会・東海定通代表者会議ほか)			

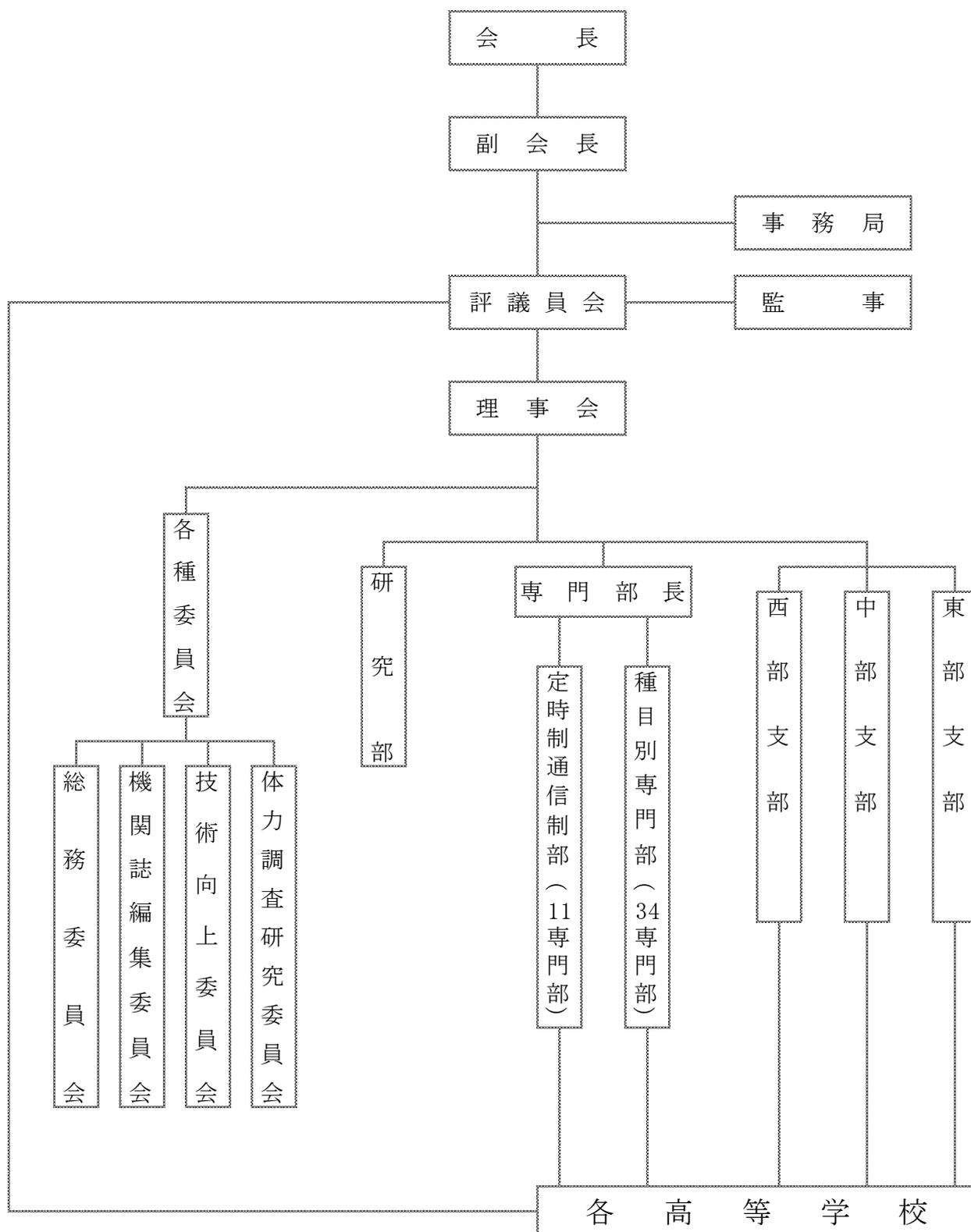
別表②

対象となる手術 (注)	倍 率
1. 皮膚、皮下組織の手術 (単なる皮膚縫合は除く) (1) 植皮術 (2.5 cm未満は除き、癒痕拘縮形成術を含む)	2.0
2. 筋、腱、腱鞘の手術 (1) 筋、腱、腱鞘の観血手術	1.0
3. 四肢関節、靭帯の手術 (抜釘術を除く) (1) 四肢関節観血手術、靭帯観血手術	1.0
4. 四肢骨の手術 (抜釘術を除く) (1) 四肢骨観血手術	1.0
(2) 骨移植術 (四肢骨以外の骨を含む)	2.0
5. 四肢切断、離断、再接合の手術 (1) 手指、足指を含む四肢切断術、離断術 (骨、関節の離断に伴うもの)	2.0
(2) 手指、足指を含む切断四肢再接合術 (骨、関節の離断に伴うもの)	2.0
6. 手足の手術 (1) 指移植手術	4.0
7. 鎖骨、肩甲骨、肋骨、胸骨観血手術	1.0
8. 脊柱、骨盤の手術 (頸椎、胸椎、腰椎、仙椎の手術を含む) (1) 脊柱・骨盤観血手術	2.0
9. 頭蓋、脳の手術 (1) 頭蓋骨観血手術 (鼻骨、鼻中隔を除く)	2.0
(2) 頭蓋内観血手術 (穿頭術を含む)	4.0
10. 脊髄、神経の手術 (1) 神経観血手術 (形成術、移植術、切除術、減圧術、開放術、捻除術)	2.0
(2) 脊髄硬膜内外観血手術	4.0
11. 涙嚢、涙管の手術 (1) 涙嚢摘出術	1.0
(2) 涙嚢鼻腔吻合術	1.0
(3) 涙小管形成術	1.0
12. 眼瞼、結膜、眼窩、涙腺の手術 (1) 眼瞼下垂症手術	1.0
(2) 結膜嚢形成術	1.0
(3) 眼窩ブローアウト (吹抜け) 骨折手術	2.0
(4) 眼窩骨折観血手術	2.0
(5) 眼窩内異物除去術	1.0
13. 眼球・眼筋の手術 (1) 眼球内異物摘出術	2.0
(2) レーザー・冷凍凝固による眼球手術	1.0
(3) 眼球摘出術	4.0
(4) 眼球摘除及び組織又は義眼台充填術	4.0
(5) 眼筋移植術	2.0
14. 角膜・強膜の手術 (1) 角膜移植術	2.0
(2) 強角膜瘻孔閉鎖術	1.0
(3) 強膜移植術	2.0
15. ぶどう膜、眼房の手術 (1) 観血的前房・虹彩異物除去術	1.0
(2) 虹彩癒着剥離術	1.0
(3) 緑内障観血手術 (レーザーによる虹彩切除は1.3.(2)に該当する)	2.0
16. 網膜の手術 (1) 網膜剥離症手術	2.0
(2) 網膜光凝固術	2.0
(3) 網膜冷凍凝固術	2.0

対象となる手術 (注)	倍 率
17. 水晶体、硝子体の手術	
(1) 白内障・硝子体観血手術	2 0
(2) 硝子体観血手術	2 0
(3) 硝子体異物除去術	2 0
18. 外耳、中耳、内耳の手術	
(1) 観血的鼓膜・鼓室形成術	2 0
(2) 乳突洞解放術、乳突切開術	1 0
(3) 中耳根本手術	2 0
(4) 内耳観血手術	2 0
19. 鼻・副鼻腔の手術	
(1) 鼻骨観血手術 (鼻中隔弯曲症手術を除く)	1 0
(2) 副鼻腔観血手術	2 0
20. 咽頭、扁桃、喉頭、気管の手術	
(1) 気管異物除去術 (開胸術によるもの)	4 0
(2) 喉頭形成術、気管形成術	4 0
21. 内分泌の手術	
(1) 甲状腺、副甲状腺の手術	2 0
22. 顔面骨、顎関節の手術	
(1) 頬骨・上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術 (歯・歯肉の処置に伴うものは除く)	2 0
23. 胸部、食道、横隔膜の手術	
(1) 胸郭形成術	2 0
(2) 開胸術を伴う胸部手術、食道手術、横隔膜手術	4 0
(3) 胸腔ドレナージ (持続的なドレナージをいう)	1 0
24. 心、脈管の手術	
(1) 観血的血管形成術 (血液透析用シャント形成術を除く)	2 0
(2) 大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術 (開胸または開腹術を伴うもの)	4 0
(3) 開心術	4 0
(4) その他開胸術を伴うもの	4 0
25. 腹部の手術	
(1) 開腹術を伴うもの	4 0
26. 尿路系、副腎、男子性器、女子性器の手術	
(1) 腎臓・腎盂・尿管・膀胱観血手術 (経尿道的操作は除く)	4 0
(2) 尿道狭窄観血手術 (経尿道的操作は除く)	2 0
(3) 尿瘻閉鎖観血手術 (経尿道的操作は除く)	2 0
(4) 陰茎切断術	4 0
(5) 睾丸・副睾丸・精管・精索・精囊・前立腺手術	2 0
(6) 卵管・卵巣・子宮・子宮附属器手術 (人工妊娠中絶術、経膈操作を除く)	2 0
(7) 膣腸瘻閉鎖術	2 0
(8) 造膣術	2 0
(9) 膣壁形成術	2 0
(10) 副腎摘出術	4 0
(11) その他開腹術を伴うもの	4 0
27. 上記以外の手術	
(1) 上記以外の開頭術	4 0
(2) 上記以外の開胸術	4 0
(3) 上記以外の開腹術	4 0
(4) 上記以外の開心術	4 0
(5) ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・咽頭・喉頭・胸・腹部臓器手術 (検査、処置は除く)	1 0

(注) 上記の「手術」とは、医師が治療を直接の目的として、メスなどの器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出などの処置を施すことをいう。

静岡県高等学校体育連盟組織図



様式 1 大会開催通知

令和 年 月 日

高等学校長様

県大会	{	静岡県高等学校体育連盟
		会 長
		〇〇部長
		〇〇委員長
地区大会	{	静岡県高等学校体育連盟〇部支部
		支 部 長
		〇〇委員長

令和 年度

大会開催について

このことについて、別紙（下記）要項により開催しますので、貴校関係顧問ならびに選手の派遣方についてよろしく申し上げます。

〈担当者〉 専門（副）委員長 氏 名 学校名 TEL FAX
--

様式 2 大会要項

	令和	年度	大会実施要項
1	主	催	静岡県高等学校体育連盟、静岡県教育委員会 静岡県関係競技団体（〇〇協会、連盟）
2	後	援	(公財)静岡県スポーツ協会
3	主	管	静岡県高等学校体育連盟 〇〇専門部 (静岡県高等学校体育連盟 〇部支部 〇〇専門部)
4	期	日	
5	会	場	(※住所、連絡先電話番号を明記する)
6	参	加	資 格
7	競	技	方 法
8	競	技	規 則
9	出	場	制 限
10	申	し	込 み
11	表		彰
12	組	合	せについて
13	参	加	上の注意
14	備		考
			(1) 大会当日、競技中に選手が負傷した場合は、主催者が応急処置を行う。以後は各学校で処置するものとする。
			(2) 大会役員は、「団体総合補償制度」の被保険対象者です。大会中の事故については、専門部を通じて高体連事務局に連絡してください。

様式 3 大会参加申込書

令和 年度

大会

参加申込書

高等学校

引率責任者

印

監督 氏名 職業

コーチ 氏名 職業

出場生徒名

上記の者の大会出場を認めます。

令和 年 月 日

高等学校長

職印

様式 4 大会役員委嘱（所属長あて）

令和 年 月 日

高等学校長様

県大会	}	静岡県高等学校体育連盟
		会 長
		〇〇部長 〇〇委員長
地区大会	}	静岡県高等学校体育連盟〇部支部
		支 部 長
		〇〇委員長

大会役員委嘱について

このことについて、別紙（下記）のとおり開催いたします。

つきましては、貴校（貴社） 教諭（氏）を として御委嘱申し上げますとともに、派遣方について御高配をお願い申し上げます。

※（生徒引率者以外の役員には）旅費を支払いますので、印鑑を御持参下さい。

〈担当者〉 専門（副）委員長 氏 名 学校名 TEL FAX
--

様式 5 大会役員委嘱（個人あて）

令和 年 月 日

様

県大会	{	静岡県高等学校体育連盟
		会 長
		〇〇部長
地区大会	{	静岡県高等学校体育連盟〇部支部
		支 部 長
		〇〇委員長

大会役員委嘱について

このことについて、別紙（下記）のとおり開催いたします。

つきましては、あなたを として御委嘱申し上げます。御多用のところ恐縮
ですが万障繰合わせの上、御出席下さいますようお願い申し上げます。

※ 旅費を支払いますので、印鑑を御持参下さい。

〈担当者〉 専門（副）委員長 氏 名 学校名 TEL FAX
--

令和 年 月 日

高等学校長様

静岡県高等学校体育連盟

会 長

競 技 会 場 借 用 願

本連盟主催による 大会を実施したいと存じます。

つきましては、下記により貴校施設を借用願いたく、格別の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、万一破損等のありました場合は、当方で一切の責任を持ちます。

記

1. 使用目的 競技のため
2. 使用日時 月 日 () 時 分 ~ 時 分
月 日 () 時 分 ~ 時 分
3. 借用施設 _____
4. 使用責任者 _____ 高等学校
- _____

〈担当者〉 専門 (副) 委員長 氏 名 学校名 TEL FAX
--

県内大会の主催、招集者等の確認

大会	開催規模	主催	後援	主管
高 新 春 校 人 定 通 大 会	県	静岡県高等学校体育連盟 静岡県教育委員会 各種競技団体(静岡県○○協会、静岡県○○連盟)	(公財)静岡県スポーツ協会	静岡県高等学校体育連盟 ○○専門部
高 新 校 人 定 通 大 会	地区	静岡県高等学校体育連盟 静岡県教育委員会 各種競技団体(静岡県○○協会、静岡県○○連盟)	(公財)静岡県スポーツ協会	静岡県高等学校体育連盟 △部支部○○専門部
バ レ ー ボ ー ル 選 手 権 大 会	県のみ	静岡県バレーボール協会 静岡県高等学校体育連盟	静岡県教育委員会 (公財)静岡県スポーツ協会	静岡県バレーボール協会 高校部
バ ス ケ ッ ト ボ ー ル 選 手 権 大 会	県のみ	静岡県バスケットボール協会 静岡県高等学校体育連盟	静岡県教育委員会 (公財)静岡県スポーツ協会	静岡県バスケットボール協会 高校部
サ ッ カ ー 選 手 権 大 会	県のみ	(一財)静岡県サッカー協会 静岡県高等学校体育連盟	静岡県教育委員会 (公財)静岡県スポーツ協会	(一財)静岡県サッカー協会 高校部
ス ポ ー ツ ク ラ イ ミ ン グ 選 手 権 大 会	県のみ	静岡県山岳連盟 静岡県高等学校体育連盟	静岡県教育委員会 (公財)静岡県スポーツ協会	静岡県山岳連盟 高校部
そ の 他 の 種 目 選 抜 大 会 及 び 選 手 権 大 会	県	各種競技団体(静岡県○○協会、静岡県○○連盟)		静岡県高等学校体育連盟 ○○専門部
	地区	各種競技団体(静岡県○○協会、静岡県○○連盟)		静岡県高等学校体育連盟 △部支部○○専門部

○○は、競技種目名(陸上競技、バレーボールなど)
△は、東・中・西

大会等	開催規模	招集者(開催通知の右上に記載)
高 新 校 人 定 通 大 会	県	静岡県高等学校体育連盟 会長 静岡県高等学校体育連盟 ○○専門部 部長 静岡県高等学校体育連盟 ○○専門部 委員長
春 秋 定 通 大 会	県	静岡県高等学校体育連盟 会長 静岡県高等学校体育連盟 定通制○○専門部 委員長
高 新 校 人 定 通 大 会	地区	静岡県高等学校体育連盟 △部支部 支部長 静岡県高等学校体育連盟 △部支部 ○○専門部委員長
そ の 他 の 種 目 選 抜 大 会 及 び 選 手 権 大 会	県・地区	各種競技団体(静岡県○○協会、静岡県○○連盟) 会長 各種競技団体(静岡県○○協会、静岡県○○連盟) 高校部 部長
専 門 部 会 、 組 合 せ 会 等	県・地区	静岡県高等学校体育連盟 ○○専門部 部長 静岡県高等学校体育連盟 ○○専門部 委員長
	定通部	静岡県高等学校体育連盟 定通部 部長 (会長が兼任)
		静岡県高等学校体育連盟 定通制○○専門部 委員長

様式 7 生徒の転入に係わる参加資格について（申請）

〇〇高発第△△号
(学校文書番号)

令和 年 月 日

静岡県高等学校体育連盟

会長 〇〇〇〇様

〇〇〇〇 高等学校長

〇〇〇〇

職印

生徒の転入に係わる参加資格について（申請）

このことについて、下記の生徒が貴連盟主催令和〇〇年度〇〇〇〇大会に参加することを許可されるようお願いいたします。

記

- 1 氏 名 〇〇〇〇
- 2 生 年 月 日 平成 年 月 日
- 3 転入前の在籍 〇〇〇〇 高等学校
(住所・電話) 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 TEL
- 4 転入年月日 令和 年 月 日
- 5 転入の事由 【例】保護者（父親）の転勤に伴う一家転住
〔 詳細は別紙 〕
- 6 現 住 所 〇〇市〇〇町〇〇番地 TEL
- 7 保 護 者 氏 名 〇〇〇〇
- 8 保護者の勤務先 〇〇〇〇
- 9 保護者の現住所 〇〇市〇〇町〇〇番地 TEL

【別紙記載事項】

- 1 転入の具体的な事由（説明の必要があれば）
- 2 前校での競技種目、競技歴等（レギュラー、補欠など）
- 3 前校での参加大会名
- 4 その他

1号書式

令和 ○○ 年度
大会実施報告書

開催

専門部

記載責任者

印

大会名	競技					
試合方法						
出場選手数	男子	校	人	(うち団体戦出場校	校	人)
	女子	校	人	(うち団体戦出場校	校	人)

開催日			男女	会場	開催時間	大会役員数		
月	日	曜				引率あり	引率なし	計
					約 時間			人
					約 時間			人
					約 時間			人
					約 時間			人
					約 時間			人
					約 時間			人
					約 時間			人
					約 時間			人
					約 時間			人
					約 時間			人
					約 時間			人
					約 時間			人
全日程合計				日	0 時間	人	人	人

※ 選手数、参加顧問数などはすべて実数で記入

[準備会]

期 日	月 日 () 約 時間
会 場	
出席者数	人
打合せ事項	

※ 報告書は大会終了後2週間以内に提出してください。

大会収支予算書

収入

項 目	金 額	内 訳
高 体 連 予 算		
そ の 他 の 収 入		
そ の 他 の 収 入		
収 入 合 計 ①	¥ -	

支出

項 目	金 額	内 訳	
県 費 補 助 対 象 経 費	会 場 費		
	交 通 費		
	旅 費 <small>と 高 体 連 が 必 要 と 認 め た 経 費</small>	旅 行 諸 費	
		そ の 他	
県 費 補 助 対 象 外 経 費	通 信 費		
	印 刷 費		
	消 耗 品 費	事 務 用 品 費	
		器 具 器 材 費	
	器 具 運 搬 費		
	謝 金		
	雑 費		
支 出 合 計 ②	¥ -		

差 引 残 高 (① - ②)	¥ -
-------------------	-----

大会経費の一部を徴収する場合に提出すること

- ①空調費については、会場費に計上。
- ②医師・看護師については謝金に計上。
- ③警備員費については謝金に計上。

2号書式

大会収支明細書

収入

項 目	金 額	内 訳	領収書No.
高 体 連 予 算			
そ の 他 の 収 入			
収 入 合 計 ①	¥ -		

支出

項 目	金 額	内 訳	領収書No.
県費補助対象経費	会 場 費		
	交 通 費		
	旅費 <small>と高体連が必要 と認められた経費</small>	旅行諸費	
		その他	
県費補助対象外経費	通 信 費		
	印 刷 費		
	消耗品費	事務用品費	
		器具器材費	
	器 具 運 搬 費		
	謝 金		
	雑 費		
	支 出 合 計 ②	¥ -	

※ 領収書は一連の番号をつけて、別紙項目別に貼付すること

差引残高(① - ②)	¥ -		
-------------	-----	--	--

備考

令和 ○○ 年度
大会実施報告書 (総体、新人以外の大会)

開催

専門部

記載責任者

印

大会名						
試合方法						
出場選手数	男子	校	人	(うち団体戦出場校	校	人)
	女子	校	人	(うち団体戦出場校	校	人)

開催日 月 日 曜			男女	会 場	開 催 時 間	大会役員数		
						引率あり	引率なし	計
					約 時間			人
					約 時間			人
					約 時間			人
					約 時間			人
					約 時間			人
					約 時間			人
					約 時間			人
					約 時間			人
					約 時間			人
					約 時間			人
全日程合計				日	0 時間	人	人	人

- ※ 選手数、参加顧問数などはすべて実数で記入
- ※ 行が不足する場合は、シートの保護を解除して行を増やしてください。

〔準備会〕

期 日	月	日	()	約	時間
会 場					
出席者数	人				
打合せ事項					

- ※ 報告書は大会終了後2週間以内に提出してください。

大会役員旅費領収書

P	No.	大会名						
		期日	令和 年 月 日 ()					
		会場						
No.	氏名	所属(校)	起点	対象経費		対象外経費	合計	印
				交通費	高体連が必要と認めた経費			
					旅行諸費	その他		
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
計								

※全ての金額は【 】使用不可 金額を記入してください

大会審判等手当領収書

P	No.	大会名		令和 年 月 日 ()				合計	印	
		氏名	No.	所屬	起點	対象経費				謝金
						交通費	高体連が必要と認められた経費 旅行諸費			
	1									
	2									
	3									
	4									
	5									
	6									
	7									
	8									
	9									
	10									
	計									

※全ての金額は【#】使用不可 金額を記入してください

大会医務担当等手当領収書

P		No		大会名									
				期日		令和 年 月 日 ()							
				会場									
No	氏名	住所	交通費	対象経費 高体連が必要と認め た経費	対象外経費 謝金	支払合計 (A)	源泉徴収額 (B)	差引支払額 (A) - (B)	印				
				旅行諸費	その他								
1	フリガナ	〒											
2	フリガナ	〒											
3	フリガナ	〒											
4	フリガナ	〒											
5	フリガナ	〒											
計													

※・源泉徴収は謝金(P)のみ対象です。(交通費・高体連が必要と認めた経費は非課税です。)

- ・氏名、住所は自署してもらうこと。
- ・郵便番号も忘れずに記入してもらおうこと。
- ・全ての金額は【#】使用不可 金額を記入してください

令和 ○○ 年度
講習会等 実施報告書

開催

専門部

記載責任者

印

講習会名						
期 日	令和	年	月	日	()	
会 場						
開催時間	約	時間	参加者数	顧問		生徒

収支明細

収入

項 目	金 額	内 訳	備 考
高体連予算			
その他の収入			
収入合計①	¥ -		

支出

項 目	金 額	内 訳	領収書No.
通 信 費			
需 用 費			
会 場 費			
報 償 費	講師旅費		
	講師謝金		
運営役員旅費			
支出合計②	¥ -		

差引残高(①-②)	¥ -	(領収書は一連の番号をつけて、別紙へ項目別に貼付すること)
-----------	-----	-------------------------------

備考

支出項目について

- *通信費 … 開催文書・要項の送付にかかる郵券代《郵便局発行の領収書》
- *需用費 … 器具器材・文具等《業者の領収書》
- *会場費 … 会場・附属施設の使用料《施設管理者の領収書》
- *講師旅費 … 講師の旅費《7号書式②》
- *講師謝金 … 講師の謝礼《7号書式②》
- *運営役員旅費 … 運営役員の旅費（高体連が必要と認めた経費を含む）《7号書式①》

※ 本事業は、参加者(顧問・生徒)への旅費の支給はできません。

※ 報告書は、事業終了後2週間以内に速やかに提出してください。

講習会運営役員旅費領収書

P	No.	大会名						
		期 日	令和 年 月 日 ()					
		会 場						
No.	氏 名	所 属(校)	起 点	交 通 費	高体連が必要 と認めた経費	合 計	印	
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
計								

※全ての金額は【 】使用不可 金額を記入してください

10号書式

令和 ○○ 年度
指導者養成事業 計画書

専門部

記載責任者

印

事業計画書

期 日	令和 年 月 日 () ~ 月 日 ()
会 場	TEL
宿 舎	TEL
事業内容	講師名: 所属:

参加者名簿 (高校の顧問とする)

No	氏 名	所属校	No	氏 名	所属校	No	氏 名	所属校
1			16			31		
2			17			32		
3			18			33		
4			19			34		
5			20			35		
6			21			36		
7			22			37		
8			23			38		
9			24			39		
10			25			40		
11			26			41		
12			27			42		
13			28			43		
14			29			44		
15			30			45		

事業費予算書

収入

項 目	金 額	内 訳	備 考
高体連予算			
その他の収入			
収入合計 ①	¥ -		

支出

項 目	金 額	内 訳	備 考
講師謝金			
旅 費			
使用料・賃借料			
需用費			
役務費			
保険料			
負担金			
支出合計 ②	¥ -		

差引残高 (① - ②)	¥ -
--------------	-----

備考

支出項目について

*講師謝金 … 講師の謝礼《7号書式②》

*旅 費 … 講師の旅費《7号書式②》

運営委員の旅費（高体連が必要と認めた経費を含む）＋宿泊補助《12号書式》

参加した顧問の旅費 — 交通費実費＋宿泊補助《13号書式》

注：交通費は別紙の計算表を使用する。また、宿泊補助は運営委員：上限11,800円/参加者：上限9,000円

参加者旅費は高校の顧問のみに支払うことができる。

*使用料・

賃借料 … 施設の使用料、用具の賃借料等《施設管理者の領収書》

*需要費 … 消耗品の購入《業者の領収書》

派遣研修のテキスト代等《主催者の領収書》

*役務費 … 用具運搬費・検査費・郵券代《業者の領収書》

*保険費 … スポーツ障害保険等の保険料《保険会社の領収書》

*負担金 … 全国または県外で行われる講習会への参加料《主催者の領収書》

予算の立て方

① 講師謝金、旅費、使用料・賃借料、需用費、役務費、保険料、負担金等を計上する。

② 最少参加人数を下回らない人数で参加者旅費を計算する。

③ ①+②の総額が予算内であれば、参加者数を増やして実施する。

事業費振込先

振込先銀行名	店 名	預 金 種 目	口 座 名 義
		口 座 番 号	
銀 行			
信用金庫			
農 協	店		

事業費決算書

収入

項 目	金 額	内 訳	領収書No.
高 体 連 予 算			
そ の 他 の 収 入			
収 入 合 計 ①	¥ -		

支出

項 目	金 額	内 訳	領収書No.
講 師 謝 金			
旅 費			
使 用 料 ・ 賃 借 料			
需 用 費			
役 務 費			
保 険 料			
負 担 金			
支 出 合 計 ②	¥ -		

差引残高(① - ②)	¥ -
-------------	-----

備考

支出項目について

* 講師謝金 … 講師の謝礼《7号書式②》

* 旅 費 … 講師の旅費《7号書式②》

運営委員の旅費（高体連が必要と認めた経費を含む）＋宿泊補助《12号書式》

参加した顧問の旅費 — 交通費実費＋宿泊補助《13号書式》

注：交通費は別紙の計算表を使用する。また、宿泊補助は運営委員：上限11,800円/参加者：上限9,000円

参加者旅費は高校の顧問のみに支払うことができる。

* 使 用 料 ・

賃 借 料 … 施設の使用料、用具の賃借料等《施設管理者の領収書》

* 需 要 費 … 消耗品の購入《業者の領収書》

派遣研修のテキスト代等《主催者の領収書》

* 役 務 費 … 用具運搬費・検査費・郵券代《業者の領収書》

* 保 険 費 … スポーツ障害保険等の保険料《保険会社の領収書》

* 負 担 金 … 全国または県外で行われる講習会への参加料《主催者の領収書》

運営委員・研修会等派遣旅費領収書

P	No	期 日		令和 年 月 日 ()				
		会 場						
	氏 名	所属(校)	起 点	交通費	高体連が必要 と認めた経費	宿泊費補助	合 計	印
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
計								

※全ての金額は【】使用不可 金額を記入してください

参加者旅費領収書

P	No	期 日	令和 年 月 日 ()				
		会 場					
	氏 名	所属(校)	起 点	交通費	宿泊費補助	合 計	印
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
計							

※全ての金額は【 】使用不可 金額を記入してください